

さま
様

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

していしょうがいふくし さーびす じぎょう きょたくかいご
指定障 害福祉サービス事業 居宅介護

じゅうようじ こうせつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

とうじぎょうしょ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき し え ん ほうりつ
当事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

して い う
の指定を受けています。

おおさかふして い だい ごう
(大阪府指定 第 2714901184号)

けいやくしゃ たい していしょうがいふくし さーびす い か きょたくかいご ていきょうかい
契約者に対する指定障 害福祉サービス（以下、「居宅介護」といいます。）の提 供 開

し しゃかいふくしほうだい じょうおよ おおさかふしていしょうがいふくし さーびす じぎょうしゃ していなら
始にあたり、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障 害福祉サービス事業 者の指定並び

していしょうがいふくし さーびす じぎょう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゅん さだ じょうれい
に指定障 害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条 例

へいせい ねんおおさかふじょうれいだい ごう だい じょう きてい もと けいやくしゃ せつめい じこう
(平成24年大阪府条 例 第107号)」第10条の規定に基づき、契約者に説明すべき事項は

つぎ
次のとおりです。

じ ぎょうしょめい
(事業所名)

しゃかいふくしほうじん し てんのうじふくしじぎょうだん
社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

してんのうじ ひ でんとんだばやしえんこうようざいたくほうもん す てーし ょん
四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション

1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
代表者氏名	理事長 南谷 恵敬
法人所在地 (連絡先)	大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号 法人本部 06-6771-7971
設立年月日	昭和8年5月30日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション
サービスの 主たる対象者	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等対象者
大阪府指定 事業所番号	居宅介護 2714901184 号 (平成26年11月1日指定)
事業所所在地	大阪府富田林市向陽台 1 丁目3番20号
連絡先 相談担当者名	電話番号 0721-29-0320 ファックス番号 0721-29-0282 しらかね ゆういちろう やまき たくや 白銀 雄一郎 山木 拓也
事業所の通常の 事業実施地域	とんだばやし 富田林市
事業所が行う他の指定 障害福祉サービス	重度訪問介護 各市指定移動支援事業 富田林市移動支援事業 (平成26年11月1日指定) 池田市移動支援事業 (平成26年11月1日指定) 太子町移動支援事業 (平成26年11月20日指定) 羽曳野市移動支援事業 (平成26年12月11日指定) 大阪狭山市移動支援事業 (平成26年12月15日指定) 松原市移動支援事業 (平成27年2月28日指定) 奈良市移動支援事業 (平成27年4月1日指定) 枚方市移動支援事業 (平成27年7月1日指定) 高槻市移動支援事業 (平成27年7月1日指定) 堺市移動支援事業 (平成27年11月1日指定)

	ひがしおおさかしいどうしえんじぎょう 東大阪市移動支援事業	へいせい ねん がつ にちしてい (平成30年9月1日指定)
	おおさかしいどうしえんじぎょう 大阪市移動支援事業	れいわ ねん がつ にちしてい (令和2年5月1日指定)
	かわちながのしいどうしえんじぎょう 河内長野市移動支援事業	れいわ ねん がつ にちしてい (令和2年5月1日指定)
	とよなかしいどうしえんじぎょう 豊中市移動支援事業	れいわ ねん がつ にちしてい (令和5年7月1日指定)
	もりぐちしいどうしえんじぎょう 守口市移動支援事業	れいわ ねん がつ にちしてい (令和5年10月1日指定)
	や お しいどうしえんじぎょう 八尾市移動支援事業	れいわ ねん がつ にちしてい (令和6年1月1日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	しゃかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎょうだん せつち してんのうじふでんとんだばやしえん 社会福祉法人四天王寺福祉事業団が設置する四天王寺悲田富田林苑 こうようざいたくほうもん すてーしょん い か じぎょうしょ 向陽在宅訪問ステーション（以下「事業所」という。）において実施 する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」 という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に 関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、 利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の 意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅 介護の提供を確保することを目的とします。
うんえいほうしん 運営方針	① 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の 状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び 食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における 移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活 全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ② 指定居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な 指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとします。 ③ 指定居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、 利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事 業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉 サービス又は保健医療サービスを提供するもの（以下「障害福祉 サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものと します。 ④ 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。） 及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定 障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほ か関係法令等を遵守し、指定居宅介護を実施するものとします。

う ん え い り ね ん 運 営 理 念	せんげん 宣言 いち わたし してんのう じ かい そ しょうとくたい し き え ぶつきょう 一、私たちは四天王寺開祖 聖 徳太子が帰依された仏教の精神（こ ころ）に基づきひとの幸せをよろこびとして福祉社会の実現を目 ざ 指します。 に わたし りょうしつ しんらい さーびす せいじつ ていきよう あんしん 二、私たちは良質で信頼されるサービスを誠実に提供し安心して 暮らせる地域（まち）づくりに貢献します。 さん わたし ひと そんげん しゅたいてき せいかつ まも つね あんぜん 三、私たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に安全な さーびす ていきよう つと サービス提供に努めます。
----------------------------------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

え い ぎ ょ う び 営 業 日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
え い ぎ ょ う じ か ん 営 業 時 間	9：00～17：30 までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

さーびす ていきよう び サービス提供日	ねんじゅうむきゅう 年中無休
さーびす ていきよう じ か ん サービス提供時間	7：00～21：00 までとする。

(5) 事業所の職員体制

じぎょうしょ かんりしゃ 事業所の管理者	しせつちょう やまぐち ひろこ 施設長 山口 浩子
---------------------------------	--------------------------------------

しよくしゅ 職 種	しよく む ない よう 職 務 内 容	じんいんすう 人員数
かんりしゃ 管 理 者	1 従業員及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を おこな 行います。	じょう きん 常 勤 1 名

サービス提供責任者	1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 居宅介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。 5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整を行います。 6 居宅介護従業者（以下「ヘルパー」という。）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	常勤 2名 非常勤 1名
ヘルパー	1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤 2名 非常勤 6名

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画書の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。
身 食事介助	食事の介助を行います。
体 入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
介 排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。

	こういかいじよ 更衣介助	いふく ちゃくだつ かいじよ おこな 衣服の着脱の介助を行います。
家 事 援 助	かいもの 買物	りようしゃ にちじょうせいかつ ひつよう ぶつびん か もの おこな 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 よちよきん ひ だ あず い おこな 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	ちょうり 調理	りようしゃ しょくじ ようい おこな 利用者の食事の用意を行います。
	そうじ 掃除	りようしゃ きよしつ そうじ せいりせいとん おこな 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	せんたく 洗濯	りようしゃ いるいとう せんたく おこな 利用者の衣類等の洗濯を行います。
つういんとうかいじよ 通院等介助		つういんとうまた かんこうしょなら していそうだんし えんじぎょうしょ いどう こうてき 通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的 てつぎまた しょうがいふくし さーびす りよう かか そうだん りよう 手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用 する場合には）のための屋内外における移動等の介助又は つういんさきなど じゅしんなど てつぎ いどうなど かいじよ おこな 通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。
つういんとうじょうこうかいじよ 通院等乗降介助		つういんとう へる ばー みずから うんてん しゃりよう じょうしゃまた 通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は こうしゃ かいじよ あわせて じょうしゃまえ もしく こうしゃご おくないがい 降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外におけ る移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の かいじよ おこな 介助を行います。（移送に係る運賃は別途必要となります。）

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居室での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月

利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

◆負担上限月額等一覧

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※収入が概ね600万円以下の世帯	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

◆「障害児」の負担上限月額等一覧

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満） ※収入が概ね890万円以下の世帯	4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

上限負担月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

◆利用料金の目安は、次表のとおりです。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護 (身体介護)	30分未満	3,719円	371円
	30分以上 1時間未満	5,894円	589円
	1時間以上 1時間30分未満	8,567円	856円
	1時間30分以上 2時間未満	9,779円	977円
	2時間以上 2時間30分未満	10,991円	1099円
	2時間30分以上 3時間未満	12,204円	1220円
	3時間以上	13,416円に 30分増すごとに 1,222円加算	1,341円に 30分増すごとに 122円加算
(身体介護を伴う場合)	30分未満	3,719円	371円
	30分以上 1時間未満	5,894円	589円
	1時間以上 1時間30分未満	8,567円	856円
	1時間30分以上 2時間未満	9,779円	977円
	2時間以上 2時間30分未満	10,991円	1099円
	2時間30分以上 3時間未満	12,204円	1220円
	3時間以上	13,416円に 30分増すごとに 1,222円加算	1,341円に 30分増すごとに 122円加算
家事援助	30分未満	1,533円	153円
	30分以上45分未満	2,217円	221円
	45分以上 1時間未満	2,869円	286円
	1時間以上 1時間15分未満	3,480円	348円
	1時間15分以上 1時間30分未満	4,009円	400円
	1時間30分以上	4,527円に 30分増すごとに 507円加算	452円に 30分増すごとに 50円加算
(身体介護を伴わない場合)	30分未満	1,533円	153円
	30分以上 1時間未満	2,869円	286円
	1時間以上 1時間30分未満	4,009円	400円
	1時間30分以上	5,024円に 30分増すごとに 1026円加算	502円に 30分増すごとに 102円加算

【利用料の計算】

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算 (22.1 %) を乗じて計算しています。
- ② 1ヶ月の合計単位に地域別加算 (10.36 %) を乗じて計算しています。
- ③ 特定事業所加算 (20 %) を乗じて計算しています。

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

ていきょうじかんだいめい 提供時間帯名	そうちょう 早 朝	ひるま 昼 間	や か ん 夜 間	しんや 深 夜
じかんだい 時 間 帯	ごぜん6時～ ごぜん8時	ごぜん8時～ ごぜん6時	ごぜん6時～ ごぜん10時	ごぜん10時～ ごぜん6時
かさんわりあい 加算割合	100分の 25	なし	100分の 25	100分の 50

- ◆厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所において指定居宅介護を行った場合に加算されます。

ないよう 内 容	りようりょう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	さんていかいすうとう 算定回数等
とくていじぎょうしよかさん 特定事業所加算（Ⅰ）	しよていたんいすう 所定単位数の 20/100	りようりょう わり 利用料の 1割	1 かげつ 1 か月あたり

- ◆新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護を行った場合、または従業者が同行した場合に加算されます。

ないよう 内 容	りようりょう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	さんていかいすうとう 算定回数等
しよかいがさん 初回加算	2,072円	207円	初回月/1 回のみ

- ◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

ないよう 内 容	りようりょう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	さんていかいすうとう 算定回数等
りようしゃふたんじようげんがくかんりかさん 利用者負担上限管理加算	1,554円	155円	1 かげつ 1 か月あたり

- ◆居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

ないよう 内 容	りようりょう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	さんていかいすうとう 算定回数等
きんきゅうじたいおうがさん 緊急時対応加算	1,036円	103円	1 かい 1 回につき (1 か月 2 回まで)

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定します。
- ※ 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を、事業者の自動車を使用した場合は片道5キロメートル未満で100円、片道5キロメートル以上では1キロメートルごとに50円増しの額を請求させていただきます。また、有料道路、駐車場必要時は実費を請求させていただきます。			
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 981 938 1048">ぜんじつ 前日までのご連絡の場合</td><td data-bbox="938 981 1374 1048">キャンセル料は不要です。</td></tr> <tr> <td data-bbox="459 1048 938 1144">ほうもん 訪問するが不在、又は連絡がなかった場合</td><td data-bbox="938 1048 1374 1144">1提供あたりの利用料の50%を請求いたします。</td></tr> </table>	ぜんじつ 前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。	ほうもん 訪問するが不在、又は連絡がなかった場合
ぜんじつ 前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。			
ほうもん 訪問するが不在、又は連絡がなかった場合	1提供あたりの利用料の50%を請求いたします。			
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません。				
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ④ 通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	利用者（お客様）の別途負担となります。			

5 利用者負担額及びその他の費用の請求の支払い方法について

利用者負担額について	利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求することとなっています。 複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。
------------	--

じょうげんがくかんり 上 限 額 管 理 に つ いて	きょたくかいご りょうしゃふたんじょうげんがくかんり ふくすう じぎょうしゃ 居宅介護における利用者負担上 限 額 管理とは、複数の事業 者によ るサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者 およびその世帯ごとの負担上 限 額を超えることがないよう事業 者ご との徴 収 額の管理を行うことです。 たいしょうしゃ しちょうそん にんてい じゅきゅうしゃしやう むね きさい 対象者は市町村で認定され、受 給 者 証にその旨を記載して 「利用者負担上 限 額 管 理 事 務 依 頼 (変 更) 届 出 書」が交付されます。 りょうしゃ とうじぎょうしや りょうしゃふたんじょうげんがくかんりしや せんにな 利用者の希望により、当事業所を利用者負担上 限 額 管 理 者 に選任 される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者 負担上 限 額 管 理 事 務 依 頼 (変 更) 届 出 書」を提出してください。事 業 者が必要事項を記載してお返ししますので、「受 給 者 証」ととも に市町村に届け出てください。(受 給 者 証に上 限 額 管 理 者 名が記載 されます。) りょうしゃとう じょうげんがくかんり おこな じぎょうしゃ せんたく ばあい 利用者等が上 限 額 管 理 を行う事業 者を選択しなかった場合、 上 限 を超えた利用者負担額は、利用者等が直 接市町村に償 還 給 付 の申請を行うことにより給付を受けることとなります。 また、例えば、利用者がグループホームに入 居 されている場合は、 グループホームが上 限 額 管 理 を行うことになるなど複数のサービス を利用している場合には優先順位が決められていますので、ご留意く ださい。
りょうしゃふたんのく 利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて	りょうしゃふたんのくおよ た ひやう さーびす りやう つき 利用者負担額及びその他の費用については、サービスを利用した月 の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供 の記録と内容を照 合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれか の方法によりお支払い下さい。 げんきんばら (ア)現金払い じぎょうしゃしていこうざ ふり こ (イ)事業 者 指定口座への振り込み しはら かくにん かなら りやうしゅうしや わた お支払いを確認しましたら、必ず領 収 書をお渡ししますので、 保管をお願いします。 かいごきゅうふひとう しちょうそん きゅうふ う ばあい じゅりやう また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受 領 通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ りやうりやう た ひやう しはら しはら のうりよく しはら
利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い
期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、
けいやく かいやく うえ みはら ぶん しはら
契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、 担当ヘルパーの変更を 希望される場合は、右の 相談担当者までご相談く ださい。	ア 相談担当者氏名 イ 連絡先電話番号 同 ファックス番号 ウ 受付日および受付時間	白銀 雄一郎 0721-29-0320 0721-29-0282 月～金曜日 9:00～17:30
--	---	--

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画書の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画書」を作成します。作成した「居宅介護計画書」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「居宅介護計画書」に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

(3) 居宅介護計画書の変更等

「居宅介護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介する等必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談担当者等に遠慮なくご相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 山口 浩子
-------------	-----------

② 虐待を受けたと思われる障害者及び障害児を発見した場合は、市町村に通報します。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	緊急連絡先の家族等	つづきから 続柄
	住所	
	電話番号	

- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

してんのうじでんとんだばやし 四天王寺悲田富田林 えんこうようざいたくほうもん 苑向陽在宅訪問 すてーしょん ステーション	所在地	おおさかふとんだばやししこうようだい ちょうめ ばん ごう 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号
	電話番号	0721-29-0320 ふあつくすばんごう ファックス番号 0721-29-0282
	受付時間	げつ きんようび 月～金曜日 9:00～17:30

11 事故発生時の対応方法について

- 利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村	市町村名	とんだばやし 富田林市
	担当部・課名	こそだ ふくしふ しょう しょう 子育て福祉部 障がい福祉課
	電話番号	0721-25-1000

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	業務中や業務の結果、または所有・使用・管理する施設に起因する事故で、法律上の損害賠償責任を負ったときに補償される。

- 12 身分証携行義務
- 居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

- 13 心身の状況の把握
- 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

- 14 連絡調整に対する協力
- 居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

- 15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携
- 指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- 16 サービス提供の記録
- ① 指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
 - ② 指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
 - ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もりを作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では第三者委員を選任し、本事業所に対するご意見をいただいています。

本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

相談窓口	相談担当者氏名	白銀雄一郎・谷口直哉 坪井信幸・武田英基・前濱亜由美
	電話番号	0721-29-0836
	FAX番号	0721-29-0282
	受付日および受付時間	月～土曜日 9:00～17:30

【第三者委員】

氏名	住所	電話番号
笠原 幸子 (四天王寺大学教授)	はびきのしがくえんまえ 羽曳野市学園前3-2-1 四天王寺大学	072-956-3181
鳥海 直美 (四天王寺大学講師)	はびきのしがくえんまえ 羽曳野市学園前3-2-1 四天王寺大学	072-956-3181

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ② 相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ④ 当事業所において、処理し得ない内容についても、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対応する。

19 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
--------	---------

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 してんのうじひでんとんだばやしえんこうようざいたく 四天王寺悲田富田林苑向陽在宅 ほうもんすてーしょん 訪問ステーション	しょざいち 所在地 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号 でんわばんごう 電話番号 0721-29-0320 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日 9:00～17:30	おおさかふとんだばやしこうようだい ちょうめ ばん ごう 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号 ふあつくすばんごう ファックス番号 0721-29-0282 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～17:30
しょうそん まどぐち 【市町村の窓口】 とんだばやし 富田林市 こそだ ふくしふ しょうがいふくしか 子育て福祉部 障害福祉課	しょざいち 所在地 大阪府富田林市常磐町1丁目1番 でんわばんごう 電話番号 0721-25-1000 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00	おおさかふとんだばやしときわちょう ちょうめ ばん ごう 大阪府富田林市常磐町1丁目1番 ふあつくすばんごう ファックス番号 0721-25-9037 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～17:00
かんとくかんちょう まどぐち 【監督官庁の窓口】 みなみかわちこういきじむしつ 南河内広域事務室 こういきふくしか 広域福祉課	しょざいち 所在地 大阪府富田林市寿町2丁目6番1号 でんわばんごう 電話番号 0721-20-1199 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00	おおさかふとんだばやしことぶきちょう ちょうめ ばん ごう 大阪府富田林市寿町2丁目6番1号 ふあつくすばんごう ファックス番号 0721-20-1202 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～17:00
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくしきーびすくじょうかいけついいんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」	しょざいち 所在地 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 いーめーる Eメール tekisei@osakafusyakyo.or.jp	おおさかふとんだばやしちゅうおうくなくでら 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 06-6191-3130 げつ きんようび 月～金曜日 10:00～16:00

20 サービス提供開始可能な年月日

さーびす くていきようかいしのかのうねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
---	-----------	---------	---------	---------

21 重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
--	-----------	---------	---------	---------

上記内容について、「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第108号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

施設	所在地	富田林市向陽台一丁目3番20号
	法人名	社会福祉法人四天王寺福祉事業団
	代表者名	山口 浩子 印
	施設名	してんのうじひでんとんだばやしえん とうようざいたくほうもんすてーしょん 四天王寺悲田富田林苑 向陽在宅訪問ステーション
	説明者氏名	印

わたし ほんしょめん もと じ ぎょうしょ じゅうようじこう せつめい う していしょうがいふくし さーびす
 私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービスの
 せつめい たしか う
 説明を確かに受けました。

けいやくしゃ
 契約者

じゅうしょ
 住所

し めい
 氏名

いん
 印

ほ ご し ゃ し めい
 保護者氏名

いん
 印

だいりにん
 代理人

じゅうしょ
 住所

たちあいにとう
 または立会人等

し めい
 氏名

いん
 印

つづきがら
 続柄 ()

じ ぎょうしゃめい
 (事業者名)

しゃかいふくしほうじん してんのうじふくしじぎょうだん
 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

じぎょうしょめい
 (事業所名)

してんのうじ ひでんとんだばやしえんこうようざいたくほうもん す てーしょん
 四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション

じゅうしょ
 (住所)

おおさかふとんだばやししこうようだい ちょうめ ばん ごう
 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号

だいひょうしゃしめい
 (代表者氏名)

しせつちょう
 施設長

やまぐち ひろこ
 山口 浩子

いん
 印